

## 禁止・配慮する行為（第4条～5条）

男女共同参画を進めていくうえでの支障となる行為について、禁止し又は配慮を促しています。

- ◇ ドメスティック・バイオレンス(注1)等の個人の尊厳を侵すような暴力的な言動やセクシュアル・ハラスメント(注2)を行ってはならないことにしています。
- ◇ ポスター等の印刷物やビデオなどの映像によって公衆に表示する情報において、基本理念に反するような表現や暴力を助長するような表現をしないように配慮しなければならないことにしています。



## 市や市民などの責務（第6条～11条）

男女共同参画社会の形成は市や市民等が協働して取り組む必要があります。そこで、それぞれの責務を定めました。

- ◇ 市  
男女共同参画社会の形成に関する施策(注3)を策定し、実施するとともに、必要な推進体制を整備します。
- ◇ 市民（市内に在住・在勤・在学する人をいいます。）  
男女共同参画についての理解を深め、あらゆる場で男女共同参画社会の形成に積極的に取り組みましょう。
- ◇ 事業者（市内で事業を営む事業者をいいます。）  
仕事と家庭生活などが両立できるように職場環境を整備すること、あるいは事業所の方針の立案や決定過程に男女が対等に参画する機会を確保するなど、事業所における男女共同参画を積極的に推進するよう努めましょう。
- ◇ 各種の団体（市内で活動する団体をいいます。）  
それぞれの団体の活動や運営において、男女共同参画の視点を積極的に取り入れるよう努めましょう。
- ◇ 教育に関わる人  
男女共同参画社会を形成していくためには、教育の果たす役割は大変重要です。学校教育、社会教育など教育に携わる人はその重要性に留意しましょう。

(注1) ドメスティック・バイオレンス：配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）または、配偶者であった男女の間において、身体的、精神的、経済的、性的または社会的な危害や苦痛を与えること。

(注2) セクシュアル・ハラスメント：相手の意に反した性的な言動によってその人に苦痛や不快感を与え、または性的な言動を受けた人の対応によってその人に利益または不利益を与えること。

(注3) 具体的には男女共同参画計画に計上している施策。